

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

嫁と離婚したい息子。
合意してもらえず、困っています。

恥ずかしい話なのですが、30歳の息子のご相談です。会社員として、普通に働いてはいるのですが…

結婚したのは1年前です。経緯はよく分からないのですが、本人は燃え上がっていました。ところがすぐに、金遣いが荒い、専業主婦なのに料理をしない、掃除も嫌いでゴミ屋敷状態…等々。親を押し切った手前、愚痴を言えなかったようですが、そんなところをもって、学生時代に何年か付き合っていた彼女と再会し、きちんとした彼女と結婚すべきだったというようなことになったらしいのです。そこまで聞いて私もあきれた

のですが、息子が離婚を切り出したところ激怒され、絶対に離婚はしないと。最初100万円から始まって、結局500万円にまで慰謝料額を引き上げたのに、お金の問題ではない！絶対に他の女とは結婚させないと宣言されたそうなのです。

でもいいのではないかと言うのですが、そうやって頑張られたら、離婚はできないのでしょうか。そうすると、前の彼女もいつまでも待つてくれないだろうし、一体どうしたものかと。息子は家を出て私方に住んでいます。毎月10万円ほど妻宛てに振り込んでいますが、住居費にも足りないからもっと出せと言われていています。

相手の合意が得られなければ、
すぐの離婚は難しいでしょう。

それは困りましたね。本を正せば、よく付き合いもせず生活実態も分からないまま、燃え上がって、安易に結婚したのがいけなかったのですよね。

近頃あまり聞かなくなりましたが、ひところ成田離婚といって、新婚旅行の際に相手の真の姿が見えて一気に冷め、すぐに離婚というパターンがありました。互いに冷めたのなら、協議離婚の届出書にサインすればよいだけ。財産分与も親権者・養育費もなく、慰謝料も発生せず、とても簡単です。もちろん、盛大な結婚式などやっていれば、大変恥ずかしいことですが。

日本でも離婚は年々増えて、今や3組に1組を超えました。うち9割は協議離婚で済み、残り1割が離婚調停を起こします。うち9割はそこで合意に達し、残り1割（つまり全体の1パーセント）が裁判を起こして争うこととなります。

かつてのような見合い結婚はほほなくなり、夫婦がうまくいかなかった場合、間に立つてくれる人もいないのが普通に



になりました。ご相談のケースも、婚姻費用分担額も含めて調停を起こさざるを得ないのでしょうね。そこで相手は、絶対に離婚には応じないと言い張れば、裁判を起こさざるを得ないですが、勝てるかといえは…正直難しい。つまり、民法770条に定める、例えば相手の不貞行為、暴力、悪意の遺棄…などの要件が必要で、それを言うならば、息子さんの方が、経緯・理由はどうであれ、浮気をしたわけなので「有責配偶者」です。有責配偶者からの離婚請求はなかなか認めてもらえないのが現実です。もちろん、幸いまだ子供もいな

いし、互いに若いので、裁判官も和解離婚を相手に勧めてくれるとは思いますが、それでも嫌だと粘られれば、残念ですが認められないでしょうね。ただ昨今は「破綻主義」が採られているので、この後別居期間が長くなれば、子供もないことだし、婚姻は破綻しているとして、認められると思います。

離婚があまりに多いので、普通にできそうに思いますが、相手はうんと言わない時は、そう簡単にはいかないことを、若い人も親御さんも知っておかれた方がよいですね。